

令和7年門審第43号

裁 決

押船A1被押はしけA2乗揚事件

受 審 人 a

職 名 A1船長

海技免許 四級海技士（航海）

本件について、当海難審判所は、理事官阪本義治出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aを戒告する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生の日月日時刻及び場所

令和7年4月20日20時20分半少し過ぎ

関門海峡

2 船舶の要目

船 種	船 名	押船A1	はしけA2
-----	-----	------	-------

総 ト ン 数	168トン
---------	-------

全 長	31.00メートル	117.93メートル
-----	-----------	------------

機関の種類	ディーゼル機関
-------	---------

出 力	1,471キロワット
-----	------------

3 事実の経過

A 1 は、平成 4 年 1 月に進水し、操舵室に操舵スタンド、機関制御装置、レーダー及び G P S プロッターをそれぞれ装備した鋼製押船で、a 受審人ほか 8 人が乗り組み、船首 3.8 メートル船尾 4.8 メートルの喫水をもって、海砂約 4,450 立方メートルを満載し、船首 8.2 メートル船尾 8.5 メートルの喫水となった非自航式鋼製はしけ A 2 の船尾凹部に船首を嵌合して、全長約 135 メートルの押船列（以下「A 押船列」という。）を構成し、令和 7 年 4 月 20 日 16 時 20 分山口県蓋井島西方沖合の海砂採取地を発し、広島県福山港に向かった。

ところで、海上保安庁刊行の瀬戸内海水路誌には、関門港門司区内の白木埼以東の岸壁沖合は、底質が貝殻混じりの砂なので錨かきが良く、早鞆瀬戸の潮待ち船等の泊地になっている旨が、また、関門港田野浦区西部海域は、環流域となっており、同区門司埼東方沖合には常に西流が発生する旨がそれぞれ記載されていた。

また、a 受審人は、早鞆瀬戸の強潮流時に満載状態の A 押船列で東行した経験を有し、満載時では舵効きが悪いうえ、東流時に早鞆瀬戸を東行するとき、門司埼北方沖合では、潮流により右回頭することを承知していた。

a 受審人は、関門航路入航前、早鞆瀬戸通航時の潮流が東流 6 ノットであることを確認し、レーダー及び G P S プロッターをそれぞれ作動させ、操舵スタンド後方に立った姿勢で、単独で船橋当直に就き、折からの潮流に乗じて東航し、20 時 07 分半少し前門司埼灯台から 219 度（真方位、以下同じ。）1.77 海里の地点で、針路を 036 度に定め、10.6 ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

定針したとき、a 受審人は、強潮流時の早鞆瀬戸を満載時の舵効きが悪い状態で通航すると、潮流により操船が困難になるおそれがあったが、早鞆瀬戸を通航する頃は最強時から 1 時間過ぎているので、無難に航行できるものと思い、流速が十分に落ちるまで白木埼以東の岸壁沖合で潮待ちするなど、早鞆瀬戸の通航を中止せずに続航した。

こうして、a 受審人は、早鞆瀬戸西口に入航したのち、20 時 17 分少し過ぎ門司埼灯台から 279 度 170 メートルの地点で、針路を関門航路に沿う 057 度に転じて進行し、20 時 18 分少し前門司埼灯台から 025 度 200 メートルの地点で、潮流により右回頭が発生し、左舵 70 度を取り、全速力後進としたものの、操船が困難となり、門司埼東方沖合の浅所に向かって右回頭しながら圧流され、20 時 20 分半少し過ぎ門司埼灯台から 094 度 560 メートルの地点において、A 押船列は、船首が 180 度を向き、1.8 ノットの速力となったとき、同浅所に乗り揚げた。

当時、天候は曇りで風力 2 の東南東風が吹き、潮候は上げ潮の初期に当たり、視界は良好で、早鞆瀬戸には東方に向かう強い潮流があった。

乗揚げの結果、A 2 の球状船首に破口等を生じたが、のち修理された。

（原因及び受審人の行為）

本件乗揚げは、夜間、関門海峡において、東方に向かう強い潮流がある状況下、福山港に向けて早鞆瀬戸を東行する際、同瀬戸の通航を中止せず、潮流により操船が困難となり、門司埼東方沖合の浅所に向かって右回頭しながら圧流されたことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、関門海峡において、東方に向かう強い潮流がある状況下、福山港に向けて早鞆瀬戸を東行する場合、満載時の舵効きが悪

い状態で同瀬戸を通航すると、潮流により操船が困難になるおそれがあったから、流速が十分に落ちるまで白木埼以東の岸壁沖合で潮待ちするなど、早鞆瀬戸の通航を中止すべき注意義務があった。しかるに、同人は、早鞆瀬戸を通航する頃は最強時から1時間過ぎているので、無難に航行できるものと思い、同瀬戸の通航を中止しなかった職務上の過失により、潮流により操船が困難となり、門司埼東方沖合の浅所に向かって右回頭しながら圧流されて同浅所に乗り上げる事態を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和8年6月23日

門司地方海難審判所

審判官 山 本 哲 也